

令和3年6月4日

嬉野市議会

議長 田中政司 様

産業建設常任委員会

委員長 川内 聖二

産業建設常任委員会報告書

令和3年3月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名 「一般廃棄物について」

【調査理由】

平成28年1月に一般廃棄物の共同処理場として、本市を含む4市5町で構成する佐賀県西部広域環境組合で設置した一般廃棄物処理施設「さが西部クリーンセンター」に施設の現在の稼働状況や管理運営状況、及び周辺地域への地域振興事業について調査を行った。

【調査概要】

調査日 令和3年4月13日(火) 13:30~16:00

調査先 佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設「さが西部クリーンセンター」

対応者 佐賀県西部広域環境組合 事務局長 宮原 剛 氏

〃 事務局次長 中村 武夫 氏

〃 総務係長 増田 圭介 氏

〃 事業1係長 筒井 幸徳 氏

〃 事業2係長 小野原 竜久 氏

〃 参事 森 博文 氏

◇ 経緯

佐賀県西部地区の一般廃棄物の焼却処理は、伊万里市環境センター、杵藤クリーンセンター、有田町クリーンセンターのそれぞれ3施設で行なわれていたが、3施設ともに長期に亘る稼働に伴う老朽化により処理機能の維持管理が厳しくなり、新しい施設の整備が求められていた。

また、佐賀県において「佐賀県ごみ処理広域化計画」が策定され、この計画に定められた県内ブロック枠に基づき平成19年7月1日に伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町の4市5町で佐賀県西部広域環境組合が設立され、協議が続けられていた。

◇施設概要

本施設は、伊万里市松浦町に立地し、敷地面積は約3haで、エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設及び管理棟から構成されている。平成24年10月から着工し平成27年12月に完成、平成28年1月から稼働、処理を開始し、現在6年目に至っている。

◇組織構成

佐賀県西部広域環境組合の組織としては、管理者に伊万里市長、副管理者に武雄市長があたり、組合の事務局に事務局長、事務局次長、総務係長、事業1係長、事業2係長が配置され、構成されている。また、事務局には専門職として参事1人が在籍している。組合議会は、4市から首長を含め各3名、5町から首長を含め各2名の計22名で構成されている。

◇施設の現状

本施設は、可燃ごみを処理するエネルギー回収推進施設と、不燃ごみや粗大ごみを受け入れるマテリアルリサイクル推進施設で一般廃棄物の処理を行っている。

エネルギー回収推進施設では、可燃ごみを燃やすのではなくガス化熔融方式で溶かして処理する熔融炉が2炉あり、1日当たり205トンの処理が可能である。この処理過程で発生する余熱を利用して蒸気タービンによる発電(最大3,900kw)を行って施設で利用する他、余った電気を売電している。また、熔融物から発生するスラグやメタルは、取り出して有価物として売却処分している。

マテリアルリサイクル推進施設では、不燃ごみに混入した処理不適物(危険物)を展開検査場でひとつひとつ手作業で取り除くなどの、ごみ袋の中身の検査を行った後

に、高速回転破砕機に投入し、細かく破砕処理している。破砕した不燃ごみの中から資源物である鉄やアルミの選別を行ってそれぞれを有価物として売却している。この選別処理後の残渣はエネルギー回収推進施設で熔融処理を行っている。燃える粗大ごみについては、低速回転破砕機で破砕し熔融処理を行っている。

このようにごみを資源として、リサイクル処理することにより、残渣となるごみは、飛灰だけとなっている。このことにより、最終処分である埋め立ての処分量は大きく削減できている。飛灰については、現在、有田町のクリーンパーク有田の処分場で埋め立てて、最終処分を行っている。

◇地域振興事業

本施設が立地する伊万里市松浦町に対し、地域振興事業として、佐賀県西部広域環境組合と松浦町広域ごみ処理施設対策協議会との間で締結した地域振興協定書に基づき、10億円を予算とする地域振興事業と3億円を予算とする地域振興事業の2通りの事業が実施されている。

10億円の事業は、伊万里市に委託して実施されており、公民館の整備、消防団の詰め所の整備、健康スポーツレクリエーション施設整備等に使用され、伊万里市で市道の整備や都市部改良工事も行われている。

3億円の地域振興事業の費用は、地元から要望があった温浴施設の整備維持管理費として計上されており、佐賀県西部広域環境組合が整備を行うこととなっている。

◇今後の課題

開業以来、ごみの搬入量が当初の予測を上まわって増加しており、このことによる課題が発生している。1点目は熔融炉を酷使することによる早期損耗の問題と、粗大ごみ破砕処理による粉塵等の問題の対処方策である。2点目は、飛灰の増加による処理費の増大と残渣を埋め立てている最終処分場が満杯になる時期が早まる可能性の問題の対処方策である。また、浸出水処理にも影響が出ている。3点目は、この数年において構成市町内で豪雨被害により大量のごみが発生しているが、元々災害ごみの受入枠として確保していた処理量が、一般ごみの増加分で満杯になっている現状であるため、災害時に発生したごみの受け入れが厳しい状況である。

昨年度においては、可燃ごみは計画量49,400トンに対し実績量が51,100トンで1,700トン増、不燃・粗大ゴミの受け入れは計画量3,900トンに対し実績量6,800トンで2,900トン増であった。開業以来、右肩上がりであった搬入量が、昨年度は初めて減少に転じたが、これはコロナ禍における消費活動の停滞の影響と考えられる。

【委員会の意見】

現在、佐賀県西部広域環境組合では、計画以上のごみの搬入により発生する課題の説明を受けたが、住民ひとりひとりがリデュース・リユース・リサイクルの3Rを生活の中に取り入れ、ごみを少しでも減らすことで環境への負担が少ない循環型社会の構築が実現されると考えられる。

3Rに関して本市では、ごみ中継基地での中間処理を行って、ごみの減量化やリサイクルの推進をしてきたが、構成市町全体で3Rに対する意識を醸成し、施設にごみを持ち込む前の分別の協力を行ってもらうことが、ごみ処理量の減少となり施設の長寿命化や災害時のごみの受け入れに対する懸念等の払拭に繋がるのではないかと考える。

また、委員会から「構成市町のごみの分別の仕方を統一すれば、搬入ごみの減量化になるのではないか」との提案をしたところ、組合事務局から「構成市町に対して、統一化についての提案を行った経緯はあるが、協議に至っては無い」とのことであった。共同処分場という観点で、すでに分別を実施している市町の首長からごみ処理量の減少に向けた分別の統一化の意見を提案していただければ、組合全体の検討課題となるのではないかとこの見解であった。

構成市町間では一般廃棄物の処理に対する考えに差異がある。共同処理場であることを再認識し、施設の長寿命化を深く考えての運営を行わないと、これまで以上の維持管理費が、構成市町の住民にさらに大きな負担となる。組合においては、今後慎重な話し合いが必要と考える。